

海洋再生可能エネルギー発電設備整備
促進区域内海域占用等許可規則

九州地方整備局

目次

第1章 総則	P1
第2章 促進区域内海域の占用等に係る許可	P1
第3章 占用料及び土砂採取料	P6
第4章 監督等	P6
第5章 強制徴収	P9
様式(第1号～第13号)	P10

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号。以下「法」という。)第52条及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令(平成31年政令第46号。以下「政令」という。)第9条に基づき、国土交通大臣から九州地方整備局長(以下「局長」という。)に権限を委任された、促進区域内海域の占用等の許可等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「省令」とは、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則(平成31年国土交通省令第17号)をいう。

2 この規則において「促進区域内海域」とは、法第13条第1項及び政令第2条に規定する、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域(海域の上空315メートルまでの区域及び海底下100メートルまでの区域を含む。)をいう。

3 この規則において「選定事業者」とは、法第16条第2項第10号に規定する、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者をいう。

4 この規則において「協議会」とは、法第12条に規定する、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が組織した、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会をいう。

(他法令の適用)

第3条 この規則においては、法の他、行政手続法(平成5年法律第88号)及び行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定を適用する。

2 この規則は、行政手続法第5条第3項に基づき、公にするものとする。

3 この規則において、行政手続法第6条に規定する標準処理期間は60日とする。

第2章 促進区域内海域の占用等に係る許可

(許可を要する行為)

第4条 促進区域内海域で次のいずれかに該当する行為をしようとする者は、局長の許可を受けなければならない。ただし、政令第3条で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為については、局長の許可を要しないものとする。

(1) 促進区域内海域の占用

(2) 土砂の採取

- (3) 施設又は工作物の新設又は改築((1)の占有を伴うものを除く。)
- (4) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為
- (5) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄

2 国又は地方公共団体が、前項の行為をしようとする場合は、「局長の許可を受けなければならない。」とあるのは「局長と協議しなければならない。」とする。

(許可義務)

第5条 局長は、選定事業者から、認定公募占有計画に基づき、促進区域内海域の占有許可の申請があった場合においては、当該占有許可を与えなければならない。

(許可の申請ができない場合)

第6条 公募占有計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、法第20条第2項の占有の期間内は、法第20条第2項の促進区域内海域の占有の区域については、第4条第1項各号の許可の申請をすることができない。

(審査基準)

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占有許可申請書(第1号様式)、土砂採取許可申請書(第2号様式)、施設又は工作物の新設又は改築許可申請書(第3号様式)、行為許可申請書(第4号様式)及び廃物投棄許可申請書(第5号様式)の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

(1) 法第20条第2項に基づき公示した海域の占有

- ① 法第20条第1項に基づき認定された公募占有計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占有する場合には、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要なとされる性能が港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(2) (1)以外の場合における促進区域内海域の占有

- ① 占有の目的が適正であること
- ② 占有の期間が適正であること
- ③ 占有の場所が適正であること
- ④ 占有の方法が適正であること

- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合には、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(3) 土砂の採取

- ① 採取の目的が適正であること
- ② 採取の期間が適正であること
- ③ 採取の場所が適正であること
- ④ 採取の方法が適正であること
- ⑤ 採取量が適正であること
- ⑥ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑦ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑧ 当該行為により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑨ 申請者が砂利採取法(昭和43年法律第74号)上の登録業者であり、採取計画が適正であること
- ⑩ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと

(4) 施設又は工作物の新設又は改築

- ① 施設又は工作物の新設又は改築の目的が適正であること
- ② 施設又は工作物の新設又は改築の場所が適正であること
- ③ 施設又は工作物の構造が適正であること
- ④ 工事实施の方法が適正であること
- ⑤ 工事实施の期間が適正であること
- ⑥ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑦ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑧ 当該行為により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑨ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと

(5) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為

- ① 行為の目的が適正であること
- ② 行為の内容が適正であること
- ③ 行為の期間が適正であること
- ④ 行為の場所が適正であること
- ⑤ 行為の方法が適正であること
- ⑥ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑦ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑧ 当該行為により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑨ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと

(6) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄

- ① 投棄の目的が適正であること
- ② 投棄の内容が適正であること
- ③ 投棄の期間が適正であること
- ④ 投棄の場所が適正であること
- ⑤ 投棄の方法が適正であること
- ⑥ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑦ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑧ 当該行為により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑨ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと

(許可の期間)

第8条 第4条第1項の(1)の占用に係る許可の期間は、下表に掲げる占用の区分に応じて定める期間を超えないものとする。これを更新するときの期間についても、同様とする。

区分	期間
容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用	5年
法第22条第1項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用	30年
上記以外の占用	10年

- 2 第4条第1項の(2)から(5)の行為に係る許可の期間は、1年を超えないものとする。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(許可の条件)

第9条 局長は、許可にあたり、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができる。この場合において、その条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(許可書の交付)

第10条 局長は、許可申請書を審査の上、適正であると認めるときは、許可申請者に対し許可書(第6号様式)を交付するものとする。なお、前条に基づき許可条件を付す場合は、許可書に条件を明記するものとする。

- 2 局長は、許可の付与が不相当と認めるときは、不許可処分書(第7号様式)を許可申請者に交付するものとする。

(許可の変更)

第11条 局長は、許可を受けた者から、許可に係る変更(期間継続)申請書(第8号様式)の提出があった場合は、その内容を審査し、その内容が適正であると認めるときは、変更(期間継続)申請者に対し、変更(期間継続)許可書(第9号様式)を交付するものとする。

- 2 局長は、許可の変更をするにあたり許可条件を付す場合は、変更(期間継続)許可書に条件を明記するものとする。

(許可の取消等)

第12条 局長は、次に該当する者に対し、許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

- (1) 許可に付した条件に違反した者
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

(許可の失効)

第13条 法第24条第2項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣から、公募占用計画の認定を取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた、促進区域内海域の占用許可は、その効力を失う。

第3章 占用料及び土砂採取料

(徴収)

第14条 局長は、第4条第1項の(1)又は(2)の行為に係る許可を受けた者から占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を、納入告知書を発行することにより、徴収することができる。

(占用料等)

第15条 局長は、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則(平成31年国土交通省令第17号)第2条第1項の規定に基づき、前条の規定により徴収する占用料等の額を定めるものとする。

(占用料等の減額又は免除)

第16条 局長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、占用料等を減額し、又は免除することができる。

(過怠金)

第17条 局長は、偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の過怠金を徴収するものとする。

第4章 監督等

(非常災害時における緊急措置等)

第18条 局長は、法第27条第1項に基づき、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、促進区域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

(巡視)

第19条 管轄区域に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を含む港湾事務所、特定離島港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の所長(以下「所長」という。)は、次条に規定する実施計画書に基づくもののほか、関係行政機関から通報を受けたときは、促進区域内海域の状況を把握するため、巡視を行わなければならない。

2 所長は、巡視職員(港湾を担当する者のうち所長が指示した者)に必要な応じ随時、港湾業務艇等により巡視を行わせることができる。

3 第1項及び前項の巡視(以下「巡視」という。)は原則として2人以上で目視により行うこととし、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

(1) 法第13条第1項各号に掲げる行為(以下「制限行為」という。)の有無

- (2) 制限行為を発見した場合、当該制限行為が許可を受けているか否か
- (3) 制限行為が許可を受けたものであった場合、当該制限行為が許可の範囲及び条件に従っているか否か
- (4) 選定事業者が行う発電設備の設置工事等が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えていないか
- (5) 法第15条に規定する禁止行為の有無
- (6) その他所長が必要と認めた事項

(実施計画)

第20条 所長は、毎年度、促進区域内海域ごとに、巡視に関し海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域巡視業務実施計画書(第10号様式。以下「実施計画書」という。)を作成し、毎年2月末日までに翌年度の実施計画書を局長に提出するものとする。

(報告)

第21条 巡視職員は、巡視の日時、巡視結果等について、速やかに所長に報告するものとする。

2 所長は、前項の巡視職員からの報告に基づき、巡視ごとに、巡視等報告書(第11号様式)を作成し、年度分を取りまとめの上、毎年度終了後速やかに局長に提出するものとする。

3 所長は、巡視により法第28条第1項各号に該当する行為を確認した場合その他必要な場合には、速やかに本局港湾管理課及び海洋環境・技術課(以下「本局関係課」という。)に報告するものとする。

4 本局関係課は、前項の報告を受けた場合には、速やかに港湾局海洋・環境課に報告するものとする。

(異常に対する措置)

第22条 巡視職員は、巡視により第28条第1項各号に該当する行為(以下、「違反行為」という。)又はその行為を行う者(以下「違反者」という。)を発見した場合は、次の各号に掲げる措置を速やかに講じるものとする。

(1) 目視した状況の電話等による所長への報告

(2) 現場の写真撮影及び日時、状況等の違反行為台帳(第12号様式)への記録及び所長への同台帳の送付

(3) 違反者に対しての、口頭又は注意書(第13号様式)の交付による注意

2 前項の場合において、巡視を続けることが危険と判断されるときは、巡視職員は電話等により所長にその旨を報告し、適宜指示を受けるものとする。

- 3 所長は、第1項の(1)の連絡を受けた場合は、直ちに本局関係課に連絡するとともに、第1項の(2)の規定に基づき記録された違反行為台帳をもって速やかに本局関係課に報告するものとする。
- 4 前項の規定に基づき、所長から違反行為台帳について報告があったときは、本局関係課は速やかに港湾局海洋・環境課にその写しを送付するものとする。

(監督処分)

- 第23条 所長は、前条による違反行為を確認したときは、速やかに違反者に対し、違反行為を中止させるとともに、現場の状況に応じ撤去及び原状回復等の指示を行うものとする。
- 2 前項に定める措置を行った場合、所長は、違反行為台帳により速やかに本局関係課に報告するものとする。
 - 3 違反者が指示に従わない場合、所長は、行為の態様、程度、悪質性等を踏まえ、法第28条の規定に基づく監督処分(以下「監督処分」という。)を行うことを局長に要請するものとする。
 - 4 局長は、前項の要請が所長からなされた場合、港湾局海洋・環境課と調整の上、必要な監督処分を行うものとする。
 - 5 所長は、違反者を確知できない場合、関係海上保安官署に捜査を依頼するものとし、当該違反者が判明した場合においては、第3項の措置を行うものとする。
 - 6 前項の捜査において違反者が判明しない場合、所長は、その旨及び今後予定している措置を本局関係課に報告するものとする。
 - 7 監督処分を受けた違反者が命令に従わない場合、局長は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づき、代執行の手続を行うものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第24条 局長は、法第29条第1項に基づき、第4条の許可を受けた者(選定事業者を除く。)に対し、当該許可に係る事項に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 局長は、法第29条第2項に基づき、選定事業者に対し、第4条の許可に係る事項に関し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。なお、第19条第3項(4)の規定による選定事業者による発電設備の設置工事等の確認に係る必要書類については、別途定めるものとする。

第5章 強制徴収

(督促)

第25条 局長は、占用料若しくは土砂採取料又は法第28条第9項の規定に基づく負担金(以下「負担金等」という。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならない。

(延滞金)

第26条 局長は、前条の規定により督促をした場合においては、延滞金を徴収することができる。

- 2 前項の延滞金の額は、負担金等を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年 10.75 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあった負担金等の額を控除した額による。

(先取特権等)

第27条 局長は、第25条の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により負担金等及び前条の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 2 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

附則 この規定は、令和元年12月27日より施行する。

附則 改正後の規定は、令和2年6月15日より施行する。

附則 改正後の規定は、令和2年12月24日より施行する。

附則 改正後の規定は、令和3年5月31日より施行する。

附則 改正後の規定は、令和8年4月1日より施行する。

促進区域内海域占用許可申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第1号に基づき、促進区域内海域の占用の許可を受けたいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

記

1. 占用の目的
2. 占用の期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
3. 占用の場所
別添図面のとおり(m²)
4. 占用の方法
5. その他
6. 添付書類
位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

土砂採取許可申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第2号に基づき、土砂の採取の許可を受けたいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

記

1. 土砂採取の目的
2. 土砂採取の期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
3. 土砂採取の場所
別添図面のとおり(m²)
4. 土砂採取の方法
5. 土砂の採取量
6. その他
登録番号
7. 添付書類
位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

施設(工作物)の新設(改築)許可申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第3号に基づき、施設(工作物)の新設(改築)の許可を受けたいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

記

1. 施設(工作物)の新設(改築)の目的
2. 施設(工作物)の新設(改築)の場所
別添図面のとおり(m²)
3. 新設(改築)の施設(工作物)の構造
4. 工事実施の方法
5. 工事実施の期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
6. その他
7. 添付書類
位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

行為許可申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第4号に基づき、行為(海底の掘削)又は切土その他海底の形状を変更する行為)の許可を受けたいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

記

1. 行為の目的
2. 行為の内容
3. 行為の期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
4. 行為の場所
5. 行為の方法
6. その他
7. 添付書類
位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

廃物投棄許可申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第4号に基づき、国土交通大臣が指定する廃物(〇〇)の投棄の許可を受けたいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

記

1. 投棄の目的
2. 投棄の内容
3. 投棄の期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日 日間
4. 投棄の場所
5. 投棄の方法
6. その他
7. 添付書類
位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

許可書

第 号
令和 年 月 日

〇〇 あて

九州地方整備局長

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第〇号に基づき、令和〇年〇月〇日付をもって申請のあった(促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物等の新設又は改築、海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為、廃物投棄)については、別紙の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

不許可処分書

第 号
令和 年 月 日

〇〇 あて

九州地方整備局長

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第13条第1項第〇号に基づき、令和〇年〇月〇日付をもって申請のあった(促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物等の新設又は改築、海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為、廃物投棄)については、下記理由により、不許可とする。

この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。なお、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

- 1 申請の概要
 - (1)申請の目的
 - (2)申請の場所等
- 2 不許可とする理由

以上

変更(期間継続)申請〔協議〕書

令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

住所
氏名

令和〇年〇月〇日付第〇〇号をもって許可を受けた〇〇(例:促進区域内海域の占有)について変更(期間を継続)したいので、下記のとおり申請〔協議〕します。

1. 変更(継続)理由

2. 変更事項

事項	旧	新

3. その他

4. 添付書類

位置図、平面図、求積図、その他必要となる書類(利害関係者の同意書など)

第9号様式(第11条関係)

変更(期間継続)許可〔同意〕書

第 号
令和 年 月 日

〇〇 へ

九州地方整備局長

令和〇年〇月〇日付をもって変更(期間継続)の申請があった〇〇(例:促進区域内
海域の占有)については、別紙の条件を付して許可〔同意〕する。

第10号様式
第 号
令和 年 月 日

九州地方整備局長 あて

〇〇事務所長

令和 年度海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域巡視業務実施計画書

標記について、下記のとおり令和 年度の〇〇県〇〇沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域巡視業務実施計画書を作成しましたので、促進区域内海域占用等許可規則第20条に基づき、提出します。

記

業務内容	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
巡視					

備考

- 1 巡視位置を示した平面図を添付すること。
- 2 この様式のうち、不用の箇所は削除し、必要事項については、付記することができる。

令和 年 月 日					
九州地方整備局長 へ					
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 巡視報告書					
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の状況を下記のとおり報告します。					
〇〇事務所長					
記					
日時	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の場所	巡視結果	静止画番号	動画番号	備考
〇報告事項等					

備考

- 1 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の場所」の欄には、実施計画書に添付した平面図を参照できるように記載すること。
- 2 「報告事項等」の欄には、法第28条第1項各号に該当する行為等の報告事項及び懸案事項を記載し、適宜、それらの内容が確認できる資料(静止画、動画等)を添付すること。

令和 年 月 日
九州地方整備局長 へ
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 違反行為台帳
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域において以下の違反行為が認められたので報告します。
〇〇事務所長
記
1 日時:令和 年 月 日 時 分頃 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の場所:
2 違反行為発見の経緯:
3 違反行為者の氏名:
4 違反行為状況:
5 違反行為者に対する指示の内容:
6 指示に対する違反者の対応:
7 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の管理に対する影響:
8 その他必要な事項(現場写真等):

備考

- 1 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の場所」には、実施計画書に添付した平面図を参照できるように記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、違反行為の内容が確認できる資料(静止画、動画等)を添付すること。

注 意 書

あなたの行為は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」第〇〇条に違反していますので、直ちに〇〇〇〇してください。

令和 年 月 日
国土交通省九州地方整備局
〇〇事務所

問い合わせ先
国土交通省 九州地方整備局
〇〇事務所
住 所：
電話番号：